

地方分権改革の推進

7 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、財務省、農林水産省
-------	--------------------

【提案事項】

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 過度な東京一極集中の是正

「自立」した個性と魅力あふれる豊かな地域づくりを進め地方創生を実現するためには、引き続き、「活力ある地域社会の実現」と、「東京圏への一極集中の是正」を共に進めていく必要がある。

また、過度な東京一極集中の状態では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大や首都直下地震といった事態による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転の取組を強化するとともに、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。

(3) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、令和3(2021)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」又は「現行規定で対応可能」とされた。
- 国は、『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』（令和元(2019)年12月策定)において、地方創生の目指すべき将来として、『将来にわたって「活力ある地域社会の実現」』と『「東京圏への一極集中」の是正』と定め、令和2(2020)年12月には、同戦略の改訂版においも、「新型コロナウイルス感染症による意識・行動変容を踏まえた、

ひと・しごとの流れの創出」に取り組む方向性を示している。

- また、新たに「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタル技術の活用等による地方創生の加速化を目指すほか、東京圏に集中するデータセンターの地方分散についても検討している。
- 住民基本台帳人口移動報告(2022年1月)によると、今回の感染症拡大の中、東京都の転入超過数は縮小しているものの、転出先を見ると東京圏がほとんどであり、地方への転出は極めて少ない状況である。また、東京から本社機能を地方に移す動きはみられるが限られており、地方への移転はいまだ少ない状況である。
- 農地に関しては、平成27(2015)年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点があるが、そうした土地利用を地方が計画しても、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによるさらなる事務・権限移譲や規制緩和が課題となるほか、義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用したさらなる取組が求められる。
- 過度な東京一極集中の是正は、災害対応や感染症対策という観点からも重要であり、東京と地方が連携して地域経済の好循環を作り出すことが求められている。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

8 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

【提案事項】

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増やポストコロナ時代を見据えた地方創生、人口減少対策、防災・減災事業や公共施設等の老朽化対策をはじめとした地方の財政需要の増加分や、地域経済の動向を適切に反映した地方歳出を地方財政計画に適切に計上すること。
 その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。
- ② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 令和4(2022)年度地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、国において原資を確保することにより、前年度から約0.6兆円増の18.1兆円、地方の一般財源総額については、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度203億円増の62兆円が確保された。
- 地方一般財源総額の確保について、国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）において、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間について「2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針が明示された。
- 地域社会のデジタル化を集中的に推進するための「地域デジタル社会推進費」が令和3(2021)年度に引き続き2,000億円が措置された。
- 臨時財政対策債発行額は、折半対象財源不足が解消し、前年度を3.7兆円下回る1.8兆円と大幅に抑制されたが、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。

課題

- 地方は国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

【提案事項】

(2) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生関係交付金について十分な予算措置を継続すること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 国においては、これまでの地方創生関連の交付金に加え、デジタル技術の活用等により地方創生を加速化するため、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を新たに創設した。
- 国の令和4(2022)年度予算において、「地方創生推進交付金」(国費1,000億円(国1/2))、令和3(2021)年度第3次補正予算において、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」(国費200億円(国1/2ほか))、「地方創生拠点整備交付金」(国費460億円(国1/2))が措置された。
- 地方創生のために必要な経費として平成27(2015)年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円が確保された。
- 「地方創生推進交付金」については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に同交付金の地方負担分に応じて地方財政措置を講じることとされている。
- 感染症を契機とした、地方移住への関心の高まりを地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくためには、恵まれた自然環境や人々のきずなの強さなどの地域の魅力を高め、人をひきつける地域づくりに取り組み、その魅力を発信していくことが重要である。

課 題

- 地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。